# 令和 4 年 1 1 月市議会総務委員会資料

第149号議案 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

目 次

条例の概要・・・・・・・・・・・・・・ 3~4ページ

新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・ 5~8ページ

総 務 部

令和4年11月

# 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例の概要

# 1 改正の理由

国家公務員の退職手当制度に準じて、長崎市においても退職手当の支給の対象となる 非常勤職員の要件を緩和したいのと、その他所要の整備をしたい。

# 2 条例改正の内容

# (1)会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件の緩和

フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給要件となる月の勤務日数は18日以上とされているが、この日数と月の週休日や休日を減じた日数の差が少ないときは、要件を満たしにくい状況が生じることから、フルタイム会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件となる月の勤務日数について、次のように改めたい。

### 【現行】

フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が<u>18</u> 日以上ある月が引き続いて6月を超え、引き続き常勤職員の勤務時間以上勤務する 職員

# 【改正後】

フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が<u>18</u>日(1月間の週休日や休日を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数の差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて6月を超え、引き続き常勤職員の勤務時間以上勤務する職員

### <例>

< 1/2 /							
		R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	備考
月の週休日や休日を減じた日数		20日	19日	19日	22日	20日	月の週休日や休日を 減じた日数が 20 日を 下回る令和5年1月と 2月は、改正後、次の計 算により支給要件と
退職手当の 支給要件と	改正前	18日				なる月の勤務日数が17日となる。	
なる月の勤 務日数	改正後	18日	17日	17日	18日	18日	計算:18日-(20日-19日) = 17日
施行							

# (2) 職員の失業者の退職手当の支給に係る基準勤続期間の算定要件の緩和

職員の失業者の退職手当(※)の支給に係る勤続期間の算定に用いる月の勤務日数についても(1)と同様に改めたい。

※失業者の退職手当…公務員が退職した場合において、退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定期間を超えて失業しているときは、その差額分を雇用保険法の支給条件に従い支給する制度

# (3) その他

長崎市職員退職手当条例の改正に伴い、関係部分の用語の整理のほか所要の整備を行う。

# 3 施行期日

令和5年1月1日(長崎市職員退職手当条例第9条第3項の改正部分は公布の日)

現 行

改正案

○長崎市職員退職手当条例

(昭和32年長崎市条例第15号)

(退職手当の支給)

#### 第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められて いる勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若し くはこれに基づく規則により、勤務を要しないこ ととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が 18日以上ある月(以下「18日以上の勤務月」とい う。)が引き続いて12月を超えるに至ったもの で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務 時間により勤務することとされているものは、職 員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年 未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気 (以下この項において「傷病」という。) による 退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並 びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に 係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による 傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以 外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に ついては、この限りでない。

#### (勤続期間の計算の特例)

- 第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当 の算定の基礎となる勤続期間の計算については、 当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する 職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- (1) 第2条第2項の規定による者 その者の<u>18日以</u> 上の勤務月が引き続いて12月を超えるに至るまで のその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項の規定による者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、18日以上の勤務

○長崎市職員退職手当条例 (昭和32年長崎市条例第15号)

(退職手当の支給)

#### 第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められて いる勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若し くはこれに基づく規則により、勤務を要しないこ ととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が 18日 (1月間の日数 (長崎市の休日を定める条例 (平成5年長崎市条例第35号) 第1条第1項各号に 掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満た ない日数の場合にあっては、18日から20日と当該 日数との差に相当する日数を減じた日数)以上あ る月(以下「職員みなし日数以上の勤務月」とい う。)が引き続いて12月を超えるに至ったもの で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務 時間により勤務することとされているものは、職 員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年 未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気 (以下この項において「傷病」という。) による 退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並 びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に 係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による 傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以 外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に ついては、この限りでない。

#### (勤続期間の計算の特例)

- 第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当 の算定の基礎となる勤続期間の計算については、 当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する 職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- (1) 第2条第2項の規定による者 その者の<u>職員み</u> なし日数以上の勤務月が引き続いて12月を超える に至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項の規定による者以外の常時勤務に 服することを要しない者のうち、職員みなし日数

月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間 勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤 務した期間

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第9条 略

- 2 略
- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法 人等職員としての在職期間については、<u>前条</u>(第 5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算 するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独立行 政法人等職員としての在職期間として計算するも のとする。

(1)~(6)略

4 · 5 略

(失業者の退職手当)

#### 第11条 略

2 前項の「基準勤続期間」とは、職員としての勤 続期間をいう。この場合において、当該勤続期間 に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者 で18日以上の勤務月が1月以上あるもの(季節的 業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は 季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されてい た者にあっては、引き続き当該所定の期間を超え て勤務したものに限る。)であった者(以下この 項において「職員等」という。)であったことが あるものについては、当該職員等であつた期間を 含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であ った期間に次の各号に掲げる期間が含まれている ときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての 期間を除く。

(1) • (2) 略

3~17 略

以上の勤務月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第9条 略

- 2 略
- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法 人等職員としての在職期間については、<u>第8条</u> (第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して 計算するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独 立行政法人等職員としての在職期間として計算す るものとする。

(1)~(6) 略

4 · 5 略

(失業者の退職手当)

### 第11条 略

2 前項の「基準勤続期間」とは、職員としての勤 続期間をいう。この場合において、当該勤続期間 に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者 で<u>職員みなし日数以上の勤務月</u>が1月以上あるも の(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用 され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇 用されていた者にあっては、引き続き当該所定の 期間を超えて勤務したものに限る。)であった者 (以下この項において「職員等」という。)であっ たことがあるものについては、当該職員等であっ た期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職 員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含ま れているときは、当該各号に掲げる期間に該当す る全ての期間を除く。

(1) • (2) 略

3~17 略

現 行

○長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (昭和37年長崎市条例第33号)

附 則

1~2 略

(臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する退職手当の特例)

3 臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する 新条例第3条から第5条(公務上の傷病又は死亡に よる退職に係る部分に限る。)までの規定による 退職手当の額は、これらの規定により計算した退 職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

4~5 略

改正案

○長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (昭和37年長崎市条例第33号)

附則

1~2 略

(臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する退職手当の特例)

3 臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する 長崎市職員退職手当条例第3条から第5条(公務上 の傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。) までの規定による退職手当の額は、これらの規定 により計算した退職手当の額の100分の50に相当 する金額とする。

4~5 略

# 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

現 行

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備 に関する条例

(令和元年長崎市条例第81号)

附 則

1 略

(退職手当に関する経過措置)

- 2 第8条の規定による改正後の長崎市職員退職手 当条例(以下「新条例」という。)第2条第2項 に規定する18日以上勤務した月には、この条例 の施行の日の前日を含む月以前の在職期間は含ま ないものとする。
- 3 新条例第2条第2項の規定による者以外の者の 同項に規定する18日以上勤務した月が引き続い て6月を超えるに至った場合には、当分の間、そ の者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適 用する。この場合において、その者に対する新条 例第3条から第5条までの規定による退職手当の 額は、これらの規定により計算した退職手当の額 の100分の50に相当する金額とする。

# 改正案

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備 に関する条例

(令和元年長崎市条例第81号)

附則

1 略

(退職手当に関する経過措置)

- 2 第8条の規定による改正後の長崎市職員退職手 当条例第2条第2項に規定する18日以上勤務し た月には、この条例の施行の日の前日を含む月以 前の在職期間は含まないものとする。
- 3 長崎市職員退職手当条例第2条第2項の規定による者以外の者の同項に規定する18日以上勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、同条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する同条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

#### 現 行

4 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に 規定する者であるものとした場合に、同項の規定 の適用を受けることができた者を含む。)に対す る<u>新条例</u>第8条の2の適用については、同条中 「12月」とあるのは「6月」とする。

# 改正案

4 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に 規定する者であるものとした場合に、同項の規定 の適用を受けることができた者を含む。)に対す る長崎市職員退職手当条例第8条の2の適用につ いては、同条中「12月」とあるのは「6月」と する。